

統治論シンポジウム サマリー（そのⅠ）

升永英俊弁護士は、統治論の議論を、その1（主権者・過半数決論）、その2（議員／国民・1票等価論）の2つのアプローチで説明した。

「各国会議員は等価の1票を持ち出席議員の過半数で総理大臣を指名するが、各議員は憲法上、主権者ではなく主権者として主権行使することは認められていない。議員であること自体では総理大臣を指名する権利を持つ理由付けにはならない。同一の数の主権者から選ばれているという数の同一性、すなわち、（国会議員）一人当たりの主権者の数は同一であること以外に正統性の置き所がない。具体的には、小選挙区制、中選挙区制であれ、選挙区ごとの議員一人当たりの有権者数が同じであれば、人口比例選挙ということになる。」

「非人口比例選挙だった2022年参院選では、得票率では45.51%（過半数に至っていない）だった自民・公明両党が国会の議席では69.3%を獲得している。人口比例でない選挙で選ばれた出席議員が、国民の過半数の意思とは無関係に、各院で過半数決を使い、内閣総理大臣を指名している今の日本は、国民主権国家ではなく国会議員主権国家と言わざるを得ない。」と述べた。

「公明、維新らが提案する11ブロックでは、全有効投票者の49.85%が、全参議院議員の50.1%（過半数）を選出する（1票格差は、3.03倍〈2022年参院選〉から1.13倍に激減）。即ち、11ブロック選挙は、実質人口比例選挙である。」と強調した。

続いてZoom参加した棟居快行・専修大教授が昨年秋、最高裁に提出した意見書に基づき報告を行った。棟居教授は、「これまで「一票の重み」はもっぱら

人権として、平等選挙権の問題と考えてきたが、「一票の重み」は人権であり、かつ統治でもあると思うに至った」と述べた。その理由として、「憲法43条1項及び同44条は統治の条文であり、人権の条文である憲法14条、15条といわば表裏一体をなしている。」さらに「1対2とか1対3というバランス論は底の浅い屁理屈のような議論であり、問題の本質を裏側からしか見ていない。本質は表の姿43条にある」と新しい見解を披瀝した。1人1票の具現として「1対1」を基準としなければ「全国民の代表」と言えないことは明白な事実であるとして、人権論にのみシフトした考え方を批判した。また、1976

（昭和51）年の最高裁大法廷の違憲判決の一部を読み上げ、同判決の初発の論点は日本国憲法の統治の仕組みにこそあると考えざるを得ないと強調した。

3人目の君塚正臣・横浜国立大教授は憲法学者の様々な学説を紹介した上で、「現在では米国の判例の影響もあり「1対1」の厳格審査が有力であり、自分もそう思っている。一票の較差は県境を超えてでも是正すべきだ」と述べた。また、「衆議院のカーボンコピーと揶揄された「弱い参議院」論は誤解であり法案に対してはほぼ対等。参議院も「1対1」の厳格審査を貫くべき選挙制度はブロック制というのが素直な結論ではないか」と述べた。

4人目の斎藤一久・明治大学教授は、「参議院の一票の較差は3倍ぐらいが妥当だとするのはおかしい、やはり「1対1」が原則であるべきだ」と指摘。また、一票の格差は正をめぐる最高裁と国会との対話なしキャッチボール論については、「本当



に対話が成立しているのか、ボールを投げていないのではないか」と厳しく批判した。

最後に海野敦史・前中大兼任講師は、「投票価値の平等及びその実現のための人口比例型選挙は、選挙制度を安定的かつ持続的に設営することを前提としつつ、著しい不平等をもたらさない範囲内で、最大限に確保されることが要請されるものと解される。選挙制度の安定的かつ持続的な設営の必要性との兼ね合いで人口比例性は制約され得る。直ちに違憲とはならない」と述べ、他の報告者とは異なる姿勢を示した。ただし、投票価値の平等の要請については、衆院と参院で差異はないとの立場を示された。



統治論シンポジウム サマリー（そのⅡ） 5人の発言内容サマリー

【第2報告・棟居快行専修大教授 「一票の重み」は人権であり、かつ統治でもある】

先ほど升永先生から統治論についての鋭い指摘があった。私は最初この議論を理解できなかった。当然1対2の範囲だろうと思っていた。しかし、結局憲法理論として1対1以外に正統性があり得ないと思い至った。そして、昨年10月、最高裁に「『一票の重み』は人権であり、かつ統治でもある」と題する意見書を提出した。それに基づいて報告する。

これまで「一票の重み」の意味するところについて、有権者国民一人ひとりの人権としての「平等選挙権」の問題だと考えてきた。即ち、憲法14条1項の平等保障、15条1項の「国民固有の権利」としての公務員の選定罷免権、同条2項の公務員の「全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない」という位置づけだけを見て「平等選挙権」をもっぱら人権としての憲法上の規定だと考えてきた。しかし、同15条の選挙権条項が、憲法第3章「国民の権利及び義務」に条文を有しているからといって、直ちにもっぱら人権として平等選挙権を理解すべきであるという必然性はもとより生じない。以上の次第により「一票の重み」は人権であり、かつ統治でもあると思い至った。

統治という視点から改めて「一票の重み」を考えると、以下の条文がその中心をなす。すなわち、憲法は「第4章 国会」の43条1項で「両議院は、全国人民を代表する選挙された議員でこれを組織する」と定め、続いて同44条は「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める」としている。

衆院、参院はそもそもどこに存在するのか。人権として存在するはずがない。まさに統治機構の主要な機関として存在する。統治の条文においては、国民代表である国会議員は、憲法43条1項で「両議院は、全国人民を代表する選挙された議員でこれを組織する」と規定され、これはもとより人権の条文である憲法14条、15条と、いわば表裏一体である。つまり憲法は同じことを人権の側から14条、15条で述べ、他方で統治の側から43条1項で述べている。人権、人権と言って14条、15条ばかり見ているのは一面すぎる。むしろ問題の本質は統治である。問題の本質の表の姿、本来の姿は43条にある。いうまでもなく選挙によって国民代表とみなされることが可能なほどに、衆議院の小選挙区及び

【1976（昭和51）年4月14日の最高裁大法廷違憲判決】

①「およそ選挙における投票という国民の国政参加の最も基本的な場面においては、国民は原則として完全に同等視されるべく、」②「このような平等原則の徹底した適用としての選挙権の平等は、・・・各選挙人の投票の価値・・・においても平等であることを要求せざるを得ない」

参議院の選挙区ごとの投票価値が実質的に平等でなければならない。

このことから、「一票の重み」が投票価値における平等・不平等の判断を、1対2を基準として捉えるよりも、むしろ1人1票の実質的実現として「1対1」を基準としなければ「全国民の代表」と言えないことが明白な事実となると思う。1対2なんて一体どこから出てきた理屈なのかわからない。

統治の観点からは1対2はどこからも出てこない。1対2はあり得ない。

昭和51年大法廷違憲判決は、統治の議論からスタートし、「1対1」を発想の原点としている。

最高裁に提出した同意見書の引用

「同判決（昭51判決注）①は、国民主権の国民が、国民代表であるところの議員を、選挙で投票することは、国民の「国政参加」そのものであること、それゆえに、国民間の「完全な同等」が必要であることを、述べておられます。

同判決②は、①の国民間の「同等視」を、「平等原理」と言い表しました。

そして同判決の②は、国民間の同等視、すなわち国民間の平等原理から、選挙権の平等を導き、しかも、選挙権の平等は「投票価値の平等」をも要請する、と帰結したわけです。

以上の判例理論からすれば、投票価値の平等は、1対1の要請を意味することに他ならないと、思われます。

要するに、昭和51年判決は、国民主権、およびその民主主義における具体化としての代表民主制から論をなし、違憲判決を導かれたものにほかなりません。」

上で違憲と、わりと緩い基準で言われてきた。ところが現在では、アメリカの判例の影響もあり「1対1」厳格審査が有力だ。私も当然、衆議院1対1の厳格審査である、しかも県境を越えてでも是正すべきだと思っている。

多くの学説は衆議院については「1対1」の厳格審査としつつ、参議院には例外を許している。最たる例が大石眞氏だ。芦部先生は、総論としては参議院の特殊性論にあまり好意的ではない。しかし「衆議院と異なる非人口的要素を考慮することは許される」とか「人口比例の幅が衆議院よりも若干は広くなる可能性があることを認めなければならない」と、すこし甘い態度が出てきている。芦部説を基本にしながら、あるいは有力説を使いながら、ちょっと違うのではないだろうか、と修正を迫っていくのが攻め方としていいのではないかと思う。43条（全国民の代表）

佐藤幸治先生は、最高裁が3倍でいいと言っていることについてお怒りが見えると思う。渋谷秀樹先生は「可能な限り1対1に近づける」と書かれているので、衆議院と同じ立場であることを明言されているかと思う。

参議院も地方議会も「1対1」の厳格審査を貫くべきである。むしろ比例代表を含む大選挙区で行くべきではないのか。

「決められない政治」として批判される方が多いが、憲法の権力分立の原理から言えば、じっくり議論して決めていくことがむしろ望ましいことだと思う。

憲法の権力分立は国会、内閣、裁判所と考えられがちだが、むしろ内閣の存立基盤は基本的に衆議院にある。むしろ「衆議院と内閣」が一体となって、参議院と対立していると考えるべきではないか。

参議院は地域代表でなければならないという観念があって、しかもそれは県の代表でなければならないという考えが強い。憲法では県という言葉は出てこない。都道府県も出てこない。むしろ基礎的自治体は市町村であって、中間的なものとして県が置かれているだけだ。もちろんドイツのようなラントの規定もない。県は御存じのように明治政府がつくった産物であって、当時の参議院の議席が150議席で、半数改選で75議席を選挙区で割っていくときに県を使うのがちょうどよかった。人口が多かった北海道

【第3報告・君塚正臣横浜国立大学教授

参議院議員選挙と地方議会議員選挙の議員定数不均衡】

宮沢、芦部両先生の通説はナシオン（国民）主権論。升永先生がご指摘のとおり、芦部説は1対2以

>> 左ページ下段のつづき

とか東京に4を割り当て、多くの県に2を振って1は例外とできた。ちょうどよかったからやっただけではないのか。

いまの選挙区は1人区と複数区が混在している。1人区の政治的決定力は非常に大きい。この混在は是正しなければならない。1人区は34都道府県に32ある。うち13が九州、四国、中国に集中しており、安倍政権を支えてきた。特定の政党政治を支える意図的な制度だったという感がしないわけではない。

選挙制度について、小選挙区制が認められるのは議院内閣制という要素があるからではないか。政権を決める府である衆議院はそうであるかも知れないが、果たしてそうではない参議院について小選挙区を導入する要素があるのだろうか、という気がする。むしろ全国一区であるとか比例代表制であるとか大選挙区であるとかが参議院のほうこそがそれが原則ではないのか、と思う。全国一区をつくるのは味気がないので、出てくる合理的な結論はブロック制なのではないのか。

日本国憲法の条文に従い、衆院、参院そして地方選挙についても1対1原則の厳格審査を徹底すべきであるとの立場である。

【第4報告・斎藤一久明治大学教授衆議院総選挙における議員定数不均衡と宇賀克也裁判官へのエール】

衆議院は、格差は5倍から2倍に下がっているが、一人一票である以上、較差は1対1であるべきだと思う。

やはり従来の最高裁判決はおかしいところがいっぱいある。なぜ憲法学者は授業で教えないのか。参議院も3倍で落ち着いていて、やはり3倍ぐらいが妥当だというのはおかしい。「1対1」が原則であるべきなので、それを言い続けるべきだし、それを目指して考え続けるべきだ。

直近の2021年衆院選は2.08倍だったが最高裁は合憲とした。アダムズ方式が導入され、5年ごとの国勢調査の結果も反映されるだろうという事を勘案して合憲にしたがこれ自体どんでもないことだ。

憲法学では最高裁と国会との対話、北大の佐々木雅寿先生などの対話的違憲審査論がある。一気に違憲状態または無効としてしまうと大変な困難が生じるので対話的徐々にやってその成果が出ているという話だ。千葉勝美元最高裁判事もキャッチボールと言われる。しかしながら、本当のキャッチボール、対話が成立しているのか。とりわけ最近の参議院は3倍が3回も続いている。ほとんど改革していない。参院は憲法審査会で僅かに話した程度で、選挙制度の特別の委員会も作っていない。最高裁判事も指摘しているとおり、これでは3倍が底値になってしまう可能性がある。

そうなるとこれは対話でのキャッチボールでもない。ボールを投げていないんじゃないかというのが私の最近の判例評釈だ。

最後に宇賀克也裁判官へのメッセージを紹介したい。宇賀裁判官は選挙事件で必ず少数意見を書いている。1票の価値の較差がない状態がデフォルトだと言われ、あるいは厳格審査で格差がある場合はきちんと理由を説明しなさいと。理由の説明がなければ違憲だという極めてオーソドックスな解釈だ。さらに、合理的期間論の必要はないとも言われている。つまり違憲状態ならもう違憲としていいと。

宇賀裁判官は2023年10月の最大判では違憲無効、ただし2年後に効力発生としている。2年で改革しないとダメだと宇賀裁判官は思っている。

【第5報告・海野敦史前中央大学総合政策学部兼任講師国政選挙における投票価値の平等】

午前中の先生方の御発表では、まさに（投票価値の平等は）「1対1」であるべきだという点がコンセンサスとして言われていた。私自身も「1対1」が理想であることは疑いのないところだと思うが、他方で「1対1」を超えると直ちに違憲ないし違憲状態なのかという事については懐疑的に思うところもある。そのあたりを解釈論的に考えてみたいと思う。

憲法14条1項に基づく法の下の平等性は絶対的平等ではなく相対的平等と解されている。投票価値の平



等が求められる根拠としては憲法14条1項及び15条1項が該当すると思う。

投票価値の平等の最大限の確保は、選挙権を保障するうえでも統治機構の正当性を確保するうえでも重要な憲法上の要請だ。それを端的に実現する手法が人口比例型選挙の実施だ。同時に、投票価値の平等を最大限確保することが制度設営義務を負う立法者を拘束する規範である。

投票価値の平等はどの程度厳格、厳密に求められるものなのか。判例や学説を大別すると絶対的基準説と相対的基準説がある。私自身は相対的基準説が妥当である。

その根拠は、選挙権の保障において求められる平等性は相対的平等であり、投票価値の平等は選挙制度の安定的かつ持続的な設営とのバランスのなかで確保される。それには過去の制度設営の実態や整合性を考慮する必要がある。完全な人口比例選挙の実施は技術的にハードルが高いところもあるかと思う。それゆえ「1対1」を超えると直ちに違憲とはならないのではないか。

衆院選と参院選との異同については、緩やかにとらえる参議院区別説と一体的にとらえる非区別説に分けられようが、非区別説が妥当だと思う。その理由は両議院とも「全国民を代表」（憲法43条1項）し、衆参両院選とも選挙区と比例代表との組み合わせという点でも同質性が認められる。従って、投票価値の平等及びその実現のための人口比例型選挙は、両議院の議員の選挙において要請される。

都道府県選挙区単位制については、最大較差の縮小という観点からはブロック制などが都道府県よりも広域の選挙区を設立する立法が必要となり得るとおもわれる。少なくとも都道府県選挙区単位制が人口比例性の観点から著しい支障をもたらすと認められる限りにおいては都道府県より広域の選挙区の設定が検討されなければならないと思う。



画期的な統治論を考案・打ち出したことに対するやっかみのようなものがあるのかもしれない。あるいは狭い学者の世界に閉じこもりがちで、訴訟を担う弁護士のように憲法の条文を武器として使おうとする実務的な発想がないのかもしれない。関係者の間からはそうした指摘も出ている。

しかし、ことは「民主主義の根幹にかかる、民主主義の否定につながりかねない」（橋本教授）問題だ。

このシンポジウムは、秋深くに第二回開催が予定されている。次回参加される学者の報告を楽しみにしている。また、人権論一本足打法は間違いだった、統治論に基づく1人1票の人口比例選挙こそが正しい、と認識を改められる学者が一人でも増えることを期待したい。次の国政選挙に対する選挙無効訴訟では最高裁判所が少なくとも違憲状態判断を出す有力な判断材料になるくらいの学説に育ってほしいものだ。

升永弁護士は自分の考えは研究者の間にはなかなか浸透しないのではないかと悲観的な予測も口にされるが、シンポジウムに80人も参加したという事実はすでに統治論が静かに広がりつつあることを否定し得ない事実ではないだろうか。（了）

皆さんからの活動報告もお待ちしております



サポーター報告

【シンポジウムレポート（Yさん）】

かたと思われるが、そうした声も聞かれなかった。

討論で升永弁護士は、自分たち全国弁護士グループの判断は、『民集』（最高裁判所民事判例集の略称）には掲載されておらず、『集民』（最高裁判所裁判集民事の略称）にしか載らない。

『民集』は原則月1回発行で判決要旨、判決本文、上告理由書などからなる。『民集』に登載するほど重要でないと判断された判例は『集民』に登載されるが、こちらは上告理由書を含まないので、研究者たちは統治論の議論を知る機会がない。

同弁護士はまた1980年の『法律時報』に掲載された芦部信喜氏と京極純一氏との対談を紹介し、芦部氏の1票の格差2倍説は1980年代当時の現状を前提とした説であり、今なら芦部氏は「1対1」だろと述べたが反応はなかった。織り込み済みという事だったのだろうか。

日本と同じ議院内閣制のドイツは昨年の改正法で人口比例選挙になったことも紹介したが憲法学者の関心を誘ったように見えなかった。

橋本教授は「人口比例を反映しない選挙は国家の正統性を欠いている。統治の問題として捉えるのは目から鱗だった。多くの学者は人権論を重視して一票の最大較差がどこまで開くと憲法違反なのかという、ある意味、不毛な議論を続けてきた。私も研究者として猛省している」と率直な見解を述べた。

憲法学会や憲法学者の間には、必ずしも憲法学の専門家ではない升永弁護士が憲法の条文に準拠して

何といって升永弁護士と憲法学者らが初めて直接お会いし意見交換された意義はとても大きかったと思う。升永弁護士は1票の格差に関する憲法学者の論文を全て調べ上げ、100名ほどの憲法学者とメールを交わすことで意見交換し、人口比例選挙や統治論に賛同されるよう促す地道な努力を重ねてこれらたが学者たちの反応は必ずしも良くなかった。そうした中で、今回初めて学者と直接お会いして意見交換する場が設けられたのは大きな前進だったろう。

会場の出席者は30人ほどだったが、Zoom視聴者を含めると参加者は80人にも上ったことは大成功と言って過言ではないでしょう。その背景には橋本教授や中村良隆・大東文化大教授らのご尽力があったことが大きかった。

ただ、せっかくのシンポジウムだったのに「やや盛り上がりに欠けたなあー」という印象をぬぐい切れなかった。なぜか。その理由を考えてみると、今回のシンポジウムでは憲法学者が升永弁護士が提示した主権者・過半数決論と議員/国民・一票等価論の二つからなる統治論に対して見解を述べたり議論を深めるということが明確に想定されていなかったので、参加者はこれまでの自身の議論を超えた発言が少なかったからだ。

升永弁護士の「人口比例選挙請求訴訟の目的は、国会議員主権国家を憲法が定める通りの国民主権国家にすることにある」としている国会議員主権国家論について、「ああ、そうだったのか」「知らなかつ」とかいう感動や驚きがあつてもおかしくはない

パネルディスカッションでは…

【憲法学の権威、芦部信喜（東大教授）の一票の較差 2倍説について】

「1票の格差は1対2を限度」とする定説が芦部説とされていた。

しかし、1980年の『法律時報』に掲載された芦部信喜氏と京極純一氏の対談で、芦部教授は違憲判断の基準について、

「裁判所が介入することを認める以上・・・あまり厳格なかたちにすると裁判所が動かなくなる恐れがあるので、現在の1対4とか1対5とか、現状があまりにも不均衡状態があってひどいものですから、現状を前提にして考えると、少なくとも1対2の範囲内で直せというようにやったほうが…裁判所が介入して実現していくうえで一番プラクティカルな運用ができるのではないか、と考えるのです」と述べている。

さらに芦部教授は同じ対談の中で、

「京極 芦部説の場合、最大限度が2倍という事でしょう。出来れば1対1が一番いいという事ですね」

「芦部 もちろんできればそれが一番望ましいわけです」（強調引用者）

と発言されている。

（升永氏）「芦部教授の1対2説は、あくまで80年代の格差1対5の当時の現状を前提としていたものあって、格差が1対2に縮まった現時点では、芦部教授は1対1説に立たれると解される」

【統治論】

（棟居氏）「升永先生が言われた統治は国民と国会だけの小さな統治ではない。国民と国会、内閣、行政、そして国民に回っていく、このグルグル循環の統治だ。この循環論法が当たり前の民主主義。これがいままでいい加減だった。」「1対2とか1対3ならいいのか。そのような小さな論争は止めましょう。そのような議論をする場ではない。」「日本は停滞している。社会を、政治を動かさなければ。平等選挙にして、升永先生が言われた11ブロック制とか政党中心にして結果の平等ではなく、チャンスの平等が確保されればこの国はグルグル回るようになる。停滞社会から脱出できる。いまラストチャンスだ。そのためには「1対1」だ、まさに統治だ。」

（海野氏）「投票価値の平等について憲法56条2項（両議院の議事は、出席議員の過半数で決する）を浮き彫りにされたのは炯眼で、私自身ご教示いただいた。他方で統治論か人権論か、二つに分かれるものではない。両方の側面から考える必要性がある。」



【国会議員主権国家】

（斎藤氏）「升永先生の国会議員主権という考え方、賛同するところはある。ただし、国民主権の権力的契機の使い方、どこまでパワーアップできるか今の憲法学の水準では難しいかなあと思う。権力的契機の使い方をもう少し考えていかなければと思う。若者の投票意識が低いので主権者意識、主権者としての危機感を涵養していく活動が必要かなと思う。」

【最高裁との向き合い方について】

（斎藤氏）「参院選は較差3倍で停滞している。1に近づけるべきだ。早急でやるべきだ。やらないのなら違憲判決が出てもいいのではないか」

（海野氏）「これまでの最高裁判決に比較的親和的な見方を持っている。おおむねやむを得ないところもあった。」

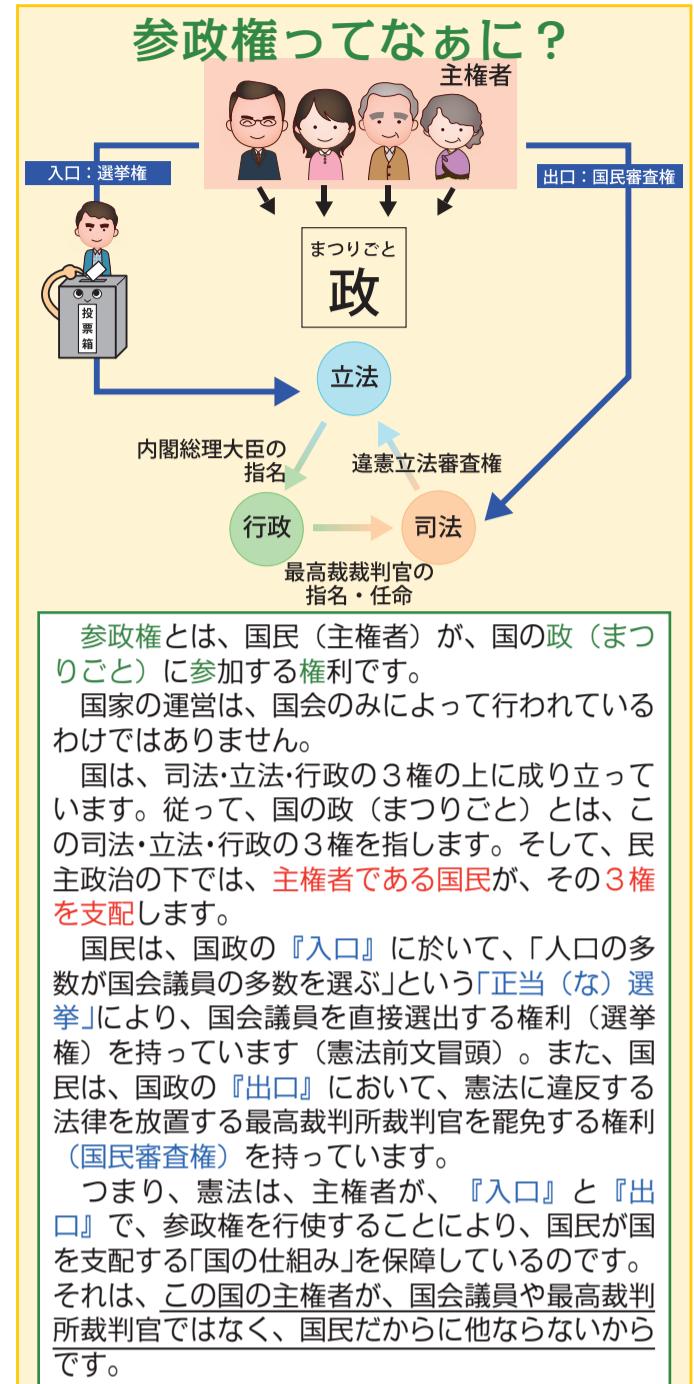
（升永氏）「2009年からの選挙裁判に関する10個の大法廷判決はすべて山口グループに事件の判決が『民集』に掲載され、私どもの全国弁護士グループの事件は『集民』にしか載らない。『集民』は『民集』と違って上告理由書が添付されていないので、上告理由書に記載されている私どもの統治論は研究者の研究対象になっていない。これを何とかしてほしい。」

【立法裁量】

（棟居氏）「司法と立法、つまり現実の衆参議員は升永先生が先ほど言われたように正統な国民代表ではない。そういう問題がある国会と最高裁が、なぜ対等の関係として対話をしていることが成り立つか。そもそも前提からして最高裁はかなり自分を落とし込み過ぎているのではないか。」

「学生を飲み屋に連れていく、お酒を飲んでよいと私が言ったとする。根拠はオレと。お笑いの話しじゃう。現在の議員は定数配分がちゃんとできていない選挙で当選している。その議員が立法裁量だと言っている。飲み屋での「根拠はオレ」と変わらないのではないか。これはジョークだ。」

（升永氏）「国会の活動をする正統性のない議員を含む国会が立法裁量できるというのは論理矛盾だ。」「【国会の活動の正統性を有しない国会議員を含む両院が、憲法改正の国会発議を行うこと】は、憲法が予定するものではなく、もし将来それが起こるすれば、最も深刻な憲法違反だ。」



一人一票実現国民会議の設立趣旨とは

一人一票実現国民会議は、最高裁判官の信任を問う最高裁判所裁判官国民審査（以下、「国民審査」）に際し、民主主義の基盤である「一人一票」に対する最高裁判官の姿勢を、統治者である国民（主権者）に広く伝えることを目的として発足し、以後、国民が最高裁判官国民審査を適切に行使できるよう、広く情報を国民に発信しております。



**選挙権と並ぶ
国民の参政権**

一人一票実現国民会議
公式ホームページ
<https://www2.ippyo.org/>

X 一人一票実現国民会議
公式アカウント
[@hitori_ippyo](https://twitter.com/hitori_ippyo)

f 一人一票実現しよう！
ソーシャルメディアによる応援アカウント
[http://facebook.com/hitori.ippyo](https://facebook.com/hitori.ippyo)

寄付のお願い

1人1票実現運動を成功させるためには、広く情報を国民に伝え続けることが重要です。意見広告掲載のための継続的なご支援をお願いいたします。
当国民会議へのご寄付は、確定申告により、税額免除を受けることができます。

この度、当国民会議Webサイトのバージョンアップに伴い、携帯電話からの寄付も可能になりました。
下記URLまたは右の二次元バーコードからアクセスして、是非、ご支援をお願いいたします。
<https://www.ippyo.org/bokin.html>

